

コロナ禍でがんばる事業者の継続的发展を応援!

商工会議所が窓口となっている日本政策金融公庫の融資制度

小規模事業者

経営改善資金

1 無担保
無保証人

2 特別
利率 1.23%
令和4.4.1現在

3 利子補給
横須賀市が利子12カ月分を補助
(上限15万円)

通常の融資限度額

2,000万円

貸付期間 運転資金 7年以内(据置1年)
設備資金 10年以内(据置2年)

※1,500万円を超える融資の際は、所定の事業計画書を添付する必要があります。また、融資が実行された後、一定期間、実地訪問を行い、事業計画の進捗状況について日本政策金融公庫に報告書を提出することが義務付けされております。

制度の枠組み



融資実行まで
商工会議所が
橋渡しいたします

横須賀商工会議所が日本政策金融公庫に推薦し、無担保・無保証人・低金利で融資が受けられる仕組みになっています

- *ご融資のお申し込みには審査があり、ご希望に添えない場合がございます。
- *金利は毎月見直しを行うため変更となる場合があります。実際の金利には、お申し込み時の金利ではなくお借入日の金利が適用されます。
- *中小企業基盤整備機構から利子補給を受けられた場合を除きます。

さらなる
支援

新型コロナウイルスの影響による特例措置

令和4年
6月末日まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高、または過去6カ月(最近1カ月を含みます)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している場合

特別枠の創設

通常の限度額
+別枠1,000万円

貸付期間 運転資金 10年以内
設備資金 10年以内

利率の引き下げ

当初3年間、特別利率から
さらに▲0.9%(別枠1,000万円以内)

※中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより当初3年間で実質無利率となります。

据置期間の延長

利息のみを支払う期間
運転資金 3年以内
設備資金 4年以内
(別枠1,000万円以内)



申込相談時にご用意いただくもの

決算申告書2期分、(設備資金の場合は見積書)
法人の方は直近の試算表(決算から6カ月が経過している場合)

融資の対象 以下の条件を全て満たしている事業所

- ◆当所管内にて、1年以上事業を継続して営んでいる方で、各税金の支払に滞納がないこと
- ◆従業員数が製造業・建設業等は20人以下、商業・サービス業は5人以下
- ◆商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けて事業改善に取り組んでいること

資金調達や経営に関するご相談について

横須賀商工会議所 産業・地域活性課 ☎823-0402

〒238-8585 横須賀市平成町2-14-4 <http://www.yokosukacci.com>

『普通貸付』等については日本公庫にて取り扱い中!

JFC 日本政策金融公庫 横浜支店 国民生活事業 ☎045-201-9913 融資相談係まで